

○減免申請書の申請理由記入一覧（主催者用）○

第1号 市又は市教育委員会が主催する芸術文化事業で、専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は中学校の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）が自らの作品を発表又は展示する場合。
（小学校・中学校文化発表会など）

※減免申請書の申請理由：市教育委員会が主催する芸術文化事業で、（児童・生徒のどちらか）の作品を（発表・展示のどちらか）する為。

第2号 市又は市教育委員会が費用を負担して共催又は後援する芸術文化事業で、専ら児童生徒らが自らの作品を発表又は展示する場合。（胆江地区中学校文化連盟・胆江地区図工研究会など）

※減免申請書の申請理由：市教育委員会が費用を負担して（共催・後援のどちらか）する芸術文化事業で、（児童・生徒のどちらか）の作品を（発表・展示のどちらか）する為。

第3号 市又は市教育委員会が主催する芸術文化事業で、専ら児童生徒が音楽、演劇等を鑑賞する場合。（小学校・中学校鑑賞事業など）

※減免申請書の申請理由：市教育委員会が主催する芸術文化事業で、児童が（音楽・演劇のどちらか）を鑑賞する為。

第4号 市又は市教育委員会が費用を負担して共催又は後援する芸術文化事業で専ら児童生徒が音楽、演劇等を鑑賞する場合。

※減免申請書の申請理由：市教育委員会が費用を負担して（共催・後援のどちらか）する芸術文化事業で、（児童・生徒のどちらか）が（音楽・演劇のどちらか）を鑑賞する為。